

議案第133号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

別表第5その2第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物 新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸部分（一棟の総戸数）	5戸以下	10,100円	74,500円
		6戸以上10戸以下	17,300円	104,800円
		11戸以上25戸以下	28,900円	147,500円
		26戸以上50戸以下	48,400円	211,900円
		51戸以上100戸以下	86,800円	303,800円
		101戸以上200戸以下	137,400円	411,500円
		201戸以上300戸以下	173,600円	539,600円
		301戸以上	185,100円	633,600円
共用部分（床のもの）	300平方メートル以内	10,100円	117,900円	

面積)	300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第5その2第3項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額	
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。	
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合	別表第5その2第1項の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合	イ及びロの金額を合算した金額
イ	住戸部分の総戸数に応じた別表第5その2第1項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
ロ	共用部分の床面積に応じた別表第5その2第1項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第5その2第2項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分を用いる。

別表第5その3第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分（一棟の総戸数）	5戸以下	6,000円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	54,100円
		11戸以上25戸以下	17,300円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	335,300円

	共用部分（床面積）	300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,500円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	208,300円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
		25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第5その3第3項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第5その3第1項の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する場合 イ及びロの金額を合算した金額

- イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第5その3第1項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- ロ 共用部分の床面積に応じた別表第5その3第1項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (3) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第5その3第2項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分を用いる。

別表第6その5第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分		1棟当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円	
共同住宅等	住戸部分(総戸数)	5戸以下	10,100円	74,500円
		6戸以上10戸以下	17,300円	104,800円
		11戸以上25戸以下	28,900円	147,500円
		26戸以上50戸以下	48,400円	211,900円
		51戸以上100戸以下	86,800円	303,800円
		101戸以上200戸以下	137,400円	411,500円
		201戸以上300戸以下	173,600円	539,600円

		301戸以上	185,100円	633,600円
共用部分（床面積）		300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
		25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

別表第6その5第3項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

1棟当たりの手数料の金額
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。

- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6その5第1項の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 イ及びロの金額を合算した金額
- イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第6その5第1項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- ロ 共用部分の床面積に応じた別表第6その5第1項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イの金額
- (4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第6その5第2項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表第6その6第1項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1棟当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅	住戸部分(総)	5戸以下	6,000円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	54,100円

等	戸数)	11戸以上25戸以下	17,300円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	335,300円
	共用部分（床面積）	300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,500円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	100,100円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,200円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	208,300円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	249,900円
		25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	292,500円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の

手数料の金額

別表第6その6第3項の表を次のように改める。

3 複合建築物の場合

1 棟当たりの手数料の金額

申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。

- (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6その6第1項の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 イ及びロの金額を合算した金額
 - イ 住戸部分の総戸数に応じた別表第6その6第1項の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - ロ 共用部分の床面積に応じた別表第6その6第1項の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号イの金額
- (4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第6その6第2項の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段、その他の住戸部分以外の部分をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。